



島根県報

令和2年12月28日（月）

号外 第 162 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	2
島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則	(")	7
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則	(")	8

公布された条例等のあらまし**◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第105号）**

1 規則の概要

- (1) 競争入札参加資格審査申請用の納税証明書交付申請書の様式を定めることとした。（第30条・第68号様式その3 関係）
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整備

2 施行期日

令和3年1月1日から施行することとした。ただし、1の(1)については、令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第106号）

1 規則の概要

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる規則の様式の整備

- (1) 島根県核燃料税条例施行規則（平成22年島根県規則第8号）
- (2) 島根県核燃料税条例施行規則（平成27年島根県規則第16号）
- (3) 島根県核燃料税条例施行規則（令和2年島根県規則第13号）

2 施行期日

令和3年1月1日から施行することとした。

◇島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第107号）

1 規則の概要

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる規則の様式の整備

- (1) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成22年島根県規則第10号）
- (2) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成27年島根県規則第18号）
- (3) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（令和2年島根県規則第15号）

2 施行期日

令和3年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第105号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「又は」を「、」に改め、「その2）」の次に「又は納税証明書交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）（第68号様式その3）」を加える。

第20号様式その1、第20号様式その2及び第27号様式その1から第27号様式その10までの裏面中「前年に」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「（以下「特例基準割合」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合

適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第28号様式その1裏面中「前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。））」に、「（以下「特例基準割合」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合に」を「その年における延滞金特例基準割合に」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に、「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合と」を「その年における当該加算した割合と」に改める。

第28号様式その2裏面中「前年に」を「延滞金特例基準割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「（以下「特例基準割合」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第68号様式その2の次に次の1様式を加える。

第68号様式その3 (第30条関係)

納税証明書交付申請書 (競争入札参加資格審査申請用)

都道府県税事務所長 市区町村長

あて

年 月 日

【代理人記入欄】 代理人の方のみ記入してください。住所 氏名 生年月日 電話番号 納税者との関係

住所(所在地) (フリガナ)氏名又は法人名及び代表者氏名 生年月日 電話番号

※ 未納の税額がないことの証明については、他の証明書類にて対応させていただく場合がございますのでご了承ください。 ※ 特に、郵送で請求される場合は、未納の税額がないことの証明の可否、手数料の金額及び支払方法等について、請求前に担当部署にご確認ください。

下記のとおり、競争入札参加資格審査申請のため納税証明書の交付を申請します。

記

Table with 4 columns: 証明書の種類, 納税証明(都道府県), 納税証明(市区町村), 未納の税額がない証明(都道府県・市区町村), 滞納処分を受けたことがない証明(都道府県・市区町村). Rows include tax types, periods, and payment status.

備考 (その他)

※担当部署記載欄

Table with columns for tax proof types, counts, amounts, and confirmation status.

第89号様式その1 表面を次のように改める。

第89号様式その1 (第36条、第40条関係)

(表)

法人の県民税・事業税・特別法人事業税更正(決定)通知書

〒

様

第 年 月 日

県民センター所長

印

次のとおり課税標準額及び税額の更正(決定)並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。

事業年度又は年度		年 月 日から 年 月 日まで		管 理 番 号		
事 業 税				県 民 税		
法 第 一 七 十 二 条 の 二 第 一 項	第 一 号 に 掲 げ る 事 業	所 得 金 額 総 額	課 税 標 準	税 率 / 100	税 額	
		年 400 万 円 以 下 の 金 額				
		年 400 万 円 を 超 え 年 800 万 円 以 下 の 金 額				
		年 800 万 円 超 の 金 額 又 は 軽 減 税 率 不 適 用				
		計				
	第 三 号 に 掲 げ る 事 業	付 加 価 値 額 総 額				
		付 加 価 値 額 本 県 分				
		資 本 金 等 の 額 総 額				
		資 本 金 等 の 額 本 県 分				
		収 入 金 額 総 額				
法 第 三 十 七 条 の 二 第 一 項	第 一 号 に 掲 げ る 事 業	所 得 金 額 総 額				
		所 得 金 額 本 県 分				
		付 加 価 値 額 総 額				
		付 加 価 値 額 本 県 分				
		資 本 金 等 の 額 総 額				
	第 三 号 に 掲 げ る 事 業	資 本 金 等 の 額 本 県 分				
		収 入 金 額 総 額				
		収 入 金 額 本 県 分				
		均 等 割 額				
		均 等 割 額				
合 計 事 業 税 額						
平 成 27 年 改 正 法 附 則 第 8 条 又 は 平 成 28 年 改 正 法 附 則 第 5 条 の 控 除 額						
事 業 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額						
仮 装 経 理 に 基 づ く 事 業 税 額 の 控 除 額						
課 税 免 除 額						
既 納 付 確 定 事 業 税 額						
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 事 業 税 額 の 控 除 額						
納 付 す べ き 事 業 税 額 ①						
特 別 法 人 事 業 税	合 計 特 別 法 人 事 業 税 額					
	仮 装 経 理 に 基 づ く 特 別 法 人 事 業 税 額 の 控 除 額					
	既 納 付 確 定 特 別 法 人 事 業 税 額					
	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税 額 の 控 除 額					
納 付 す べ き 特 別 法 人 事 業 税 額 ②						
加 算 金		不 申 告 加 算 金	過 少 申 告 加 算 金	重 加 算 金		
決 定 額		円	円	円		
既 決 定 額						
納 付 す べ き 額 ⑤		⑥	⑦			
納 期 限		年 月 日				
納 付 す べ き 額		① ~ ⑦ 計 円				
更 正 ・ 決 定 根 拠						

※ 納付すべき額がマイナスの場合は減少額となる。

この処分に対する不服申立ての方法等及び延滞金の計算方法については、裏面を御覧ください。

第89号様式その1裏面中「前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。））」に、「（以下「特例基準割合」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合に」を「その年における延滞金特例基準割合に」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に、「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合と」を「その年における当該加算した割合と」に改める。

第89号様式その2裏面、第90号の3様式から第90号の5様式まで、第104号様式裏面、第122号様式裏面、第147号様式別紙、第148号様式及び第155号様式裏面中「前年に」を「延滞金特例基準割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「（以下「特例基準割合」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第30条第1項の改正規定及び第68号様式その2の次に1様式を加える改正規定については、令和3年4月1日から施行する。

島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第106号

島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則

（島根県核燃料税条例施行規則の一部改正）

第1条 島根県核燃料税条例施行規則（平成22年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2号様式裏面中「前年に」を「延滞金特例基準割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「（以下「特例基準割合」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（島根県核燃料税条例施行規則の一部改正）

第2条 島根県核燃料税条例施行規則（平成27年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3号様式裏面中「前年に」を「延滞金特例基準割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「（以下「特例基準割合」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（島根県核燃料税条例施行規則の一部改正）

第3条 島根県核燃料税条例施行規則（令和2年島根県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3号様式裏面中「前年に」を「延滞金特例基準割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「（以下「特例基準割合」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第107号

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則

(島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正)

第1条 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則(平成22年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第17号様式裏面中「前年に」を「延滞金特例基準割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「(以下「特例基準割合」という。)」を「をいう。以下同じ。」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正)

第2条 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則(平成27年島根県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第17号様式裏面中「前年に」を「延滞金特例基準割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「(以下「特例基準割合」という。)」を「をいう。以下同じ。」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正)

第3条 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則(令和2年島根県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第17号様式裏面中「前年に」を「延滞金特例基準割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「(以下「特例基準割合」という。)」を「をいう。以下同じ。」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。